

公益財団法人全日本剣道連盟事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、全日本剣道連盟定款に定めるところにより、事務局の組織及び職制について定め、事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

第2章 事務局の組織及び分掌

(組織及び分掌)

第2条 事務局に、総務部、情報広報部、経理部、事業部、国際部、登録部の6部を置く。総務部にマーケティング室を置く。

2 各部の組織及び分掌事務は、別に定める。

第3章 職員及び職制

(職員)

第3条 事務局は、次の職員をもって構成する。

- (1) 職員
- (2) 嘱託職員
- (3) 臨時職員

(任免)

第4条 会長は職員を任免する。

(職制)

第5条 各部には、部を総括する部長を置くことができる。

第6条 各部には、部長の下にその職務内容に応じ部長代理、係長を置くことができる。

第7条 事務局には、臨時の組織（タスクフォース等）を置くことができる。

第8条 事務局には、事務局を統括する事務局長を置くことができる。

第9条 事務局には、事務局長を代行又は補佐する事務局長代行を置くことができる。

(役職の特命)

第10条 会長は実情に応じ第5条から第9条に定める役職の一部を省略し、または、兼務を命ずることができる。

2 会長は業務上職員に対し、特命業務を命ずることができる。

(昇任・降格)

第11条 会長は、職員の勤務成績、その他勤務の遂行能力を勘案し選考の上、昇任、昇格、又は、降任、降格をさせることができる。

(異動)

第12条 会長は、業務の都合により職員に対し配置換えを命ずることができる。

2 前項の命令を受けた職員は正当な理由なくしては、これを拒むことはできない。

第4章 職員の職責

(事務局長代行の職責)

第13条 事務局長代行は、事務局長を代行又は補佐する。

(部長・部長代理の職責)

第14条 部長は、事務局長の命に基づき、担当する部内業務を遂行する。

2 部長代理は、部長を補佐し、担当する業務を調整処理し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

第15条 係長は、部長の命に基づき所管の業務を処理する。

(職員の職責)

第16条 すべての職員は、各部との連携を保ち、上司の命に基づき所定の業務に従事し、事務局全般の円滑な運営を図ることを心掛けなければならない。

第5章 事務処理

(文章の起案及び処理)

第17条 事務は担当者が立案し、「文書取扱規則」及び「決裁及び専決に関する内規」により処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、事務局長が定める。

付 則

- 1 平成11年 4月1日 施行
- 2 平成12年10月1日 一部改正実施
- 3 平成16年10月1日 一部改正実施（情報・登録部門の設置）
- 4 平成24年 4月1日 一般財団法人移行にともない、「財団法人全日本剣道連盟」を「全日本剣道連盟」に、「寄付行為」を「定款」にそれぞれ読み替えて実施
- 5 平成30年12月1日 一部改正 第2条（広報、情報・安全の新設、登録の改称）
- 6 令和2年9月16日公益財団法人認定により、公益財団法人全日本剣道連盟に改称する。
- 7 令和5年4月1日 一部改定（部に組織変更、役職名変更：事務局長代行・部長・部長代理）
- 8 令和6年6月4日 一部改定（情報・安全部と広報部を統合し、情報広報部に組織変更、総務部にマーケティング室を新設）